

多核種除去設備等処理水の取扱いに関する小委員会 規約（案）

（目的）

第1条 小委員会は、東京電力ホールディングス(株)福島第一原子力発電所における多核種除去設備等処理水の取扱いについて、トリチウム水タスクフォース報告書で取りまとめた知見を踏まえつつ、風評被害など社会的な観点等も含めて、総合的な検討を行うことを目的とする。

（小委員会）

第2条 小委員会は、委員、事業者及びオブザーバーから構成され、委員長を置く。委員長は、委員の中から互選により選出する。

2 委員長は、議長として会議の事務を整理する。

3 委員長は必要に応じて、その他関係者の参加を求めることができる。

4 委員長は、特別の事情により、委員が出席できない場合は、代理の出席を認めることができる。

5 開催日程については、事前に周知を図るものとする。

6 小委員会は、原則として、公開で開催する。

7 会議配布資料は、経済産業省ホームページに公開することを原則とする。ただし、委員長の判断により資料の一部を非公開とすることができる。

8 会議における議事概要については、会議後速やかに作成し、経済産業省ホームページに公開するものとする。

9 会議における議事録については、委員に確認の上、経済産業省ホームページに公開するものとする。

（事務局）

第3条 小委員会の事務局は、内閣府廃炉・汚染水対策チーム事務局に置く。

2 事務局は、小委員会の運営に関する事務その他の事務を処理する。

（雑則）

第4条 この規約に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。